

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、管理者の権限に属する事務の処理についての区分及び手続を定め、責任の所在を明確にするとともに、事務処理の能率化を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者又は専決者（紀南環境広域施設組合事務局の組織に関する規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第2号）に定める事務局長をいう。以下同じ。）が、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 専決者がこの規程に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。
- (3) 代理決裁 管理者又は専決者が不在の場合において、この規程に定める者が代わって決裁することをいう。
- (4) 決定 決定者（紀南環境広域施設組合事務局の組織に関する規則に定める事務局長、事務局次長、係長及び企画員をいう。以下同じ。）が、管理者又は専決者の決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。
- (5) 代理決定 決定者が不在である場合において、この規程に定める者が代わって決定することをいう。
- (6) 不在 管理者若しくは専決者又は決定者が出張、休暇その他の事故により、決裁し、又は決定することができない状態をいう。

(専決及び代理決裁の効力)

第3条 この規程に基づいてなされた専決及び代理決裁は、管理者の決裁と同一の効力を有する。

(管理者決裁事項)

第4条 第1条に規定する事務のうち、別表に定める事項については、全て管理者の決裁を受けなければならない。

(副管理者の決裁)

第5条 副管理者の決裁は、副管理者1人の決裁をもってその全員の決裁とすることができる。この場合において、決裁をする副管理者は、総務省が定める全国地方公共団体コード順によるものとする。

(事務局長専決事項)

第6条 事務局長は、第4条に定める管理者決裁事項を除く事項について専決する。

(代理決裁)

第7条 管理者が決裁すべき事項について、管理者が不在であるときは、第5条に規定する順序により副管理者がその事項を代理決裁する。

第8条 事務局長が専決すべき事項について、事務局長が不在であるときは、その事項に係る事務を主管する係長又は企画員（事務局次長を置く場合にあっては、これらの者に代わって事務局次長）がその事項を代理決裁する。

第9条 前2条に規定する代理決裁は、あらかじめ指示を受けた事項又は緊急を要する事項に限り、これを行うことができる。ただし、特に重要若しくは異例な事項又は疑義のある事項については、代理決裁することができない。

(代理決裁事項の後関)

第 10 条 代理決裁した事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ後閲を要しない旨の指示を受けた事項については、この限りでない。

(代理決定への準用)

第 11 条 前 3 条の規定は、決定者が不在である場合における代理決定について準用する。

(決裁の順序)

第 12 条 事務は、別に定めがあるものを除くほか、当該事務を担当する職員が順次上司の決定を経て、管理者又は専決者の決裁を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

管理者決裁事項

- (1) 組合事務の総合企画及び運営に関する一般方針の確立に関すること。
- (2) 重要な事業計画の樹立及び実施方針に関すること。
- (3) 組合議会の招集に関すること。
- (4) 組合議会の議案、諮問案及び意見書に関すること。
- (5) 規約、条例、規則その他例規の制定及び改廃に関すること。
- (6) 訴願、訴訟、異議申立て、和解及び重要な請願、陳情等に関すること。
- (7) 法令の解釈について有力な異説があるもの
- (8) 異例に属し、又は先例となるべきもの
- (9) 紛議論争のあるもの又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれのあるもの
- (10) 事務局組織及び権限の委任分配に関すること。
- (11) 組合有財産及び重要な物件の取得、交換、貸借及び処分に関すること。
- (12) 重要な契約に関すること。
- (13) 重要な事項の告示、公示及び掲示に関すること。
- (14) 起債の全体計画及び起債許可申請に関すること。
- (15) 一時借入金の借入れに関すること。
- (16) 職員定員の配置に関すること。
- (17) 職員の任免、給与その他人事に関すること。
- (18) 職員の賞罰及び賠償に関すること。
- (19) 重要な指令、通達、照会及び回答に関すること。
- (20) 必要な報告及び復命に関すること。
- (21) 予算の編成に関すること。
- (22) 1 件 100 万円以上の工事の施行決定及び契約の締結並びに支出命令に関すること。
- (23) 1 件 50 万円以上の物品の購入、賃借り、製作、運搬、修繕等の供給決定及び契約の締結並びに支出命令に関すること。
- (24) 前 2 号に掲げるもののほか、1 件 100 万円以上の支出負担行為 (交際費に係るものを除く。) 及び支出命令 (以下「支出負担」という。) に関すること。ただし、定例又は既定標準によるものを除く。
- (25) 1 件 10 万円以上の予備費の充用及び 1 件 10 万円以上の予算の流用に関すること。
- (26) 1 件見積価格 30 万円以上の不用品の処分に関すること。
- (27) 1 件 3 万円以上の交際費の支出負担行為に関すること。

(28) 前各号に掲げるもののほか、特に重要なもの